

記者会見資料

市制度融資の融資限度額及び融資利率の改正について

経済部商工労働課

中小企業の経営安定化に必要な資金融資を支援するため、市制度融資における融資利率の改正を図り、また、勤労者の生活の向上に必要な資金融資を支援するため、融資限度額及び融資利率の改正を図りました。

記

1 小口資金 (運転・設備)	融資限度額	1, 250万円以内
	融 資 利 率	年利2.1%以内 (2年以内分割償還のもの 年利2.0%以内)
	融 資 期 間	6・8年以内
2 勤労者住宅資金	融資限度額	2, 000万円以内
	融 資 利 率	年利2.0%以内
	融 資 期 間	20年以内 (返済の最終年は、満65才まで)

※_____部分改正箇所

※中小企業活性化資金・季節資金・勤労者生活資金については、改正はありません。

問い合わせ先 商工労働課 菊地 TEL0270-27-2755